(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5　モロッコ王国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　4(1)に規定する生産物又は役務の供給に関してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国において施行されている関係法令の範囲内で、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

8　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

9　モロッコ王国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモロッコ王国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

(3)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(1)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(2)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十九日にラバトで

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　柳谷俊範

モロッコ王国
経済・財政大臣
サラヘディン・メズーア閣下
（モロッコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十九日にラバトで

モロッコ王国
経済・財政大臣
サラヘディン・メズーア

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　柳谷俊範閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十四億五千五百万円（八、四五五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、地中海道路建設計画（Ⅱ）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モロッコ王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、モロッコ王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

(3)　(1)(d)に規定する調達適格国の範囲は、両政府間で合意される。

3　(1)　借款は、モロッコの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モロッコ王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国において施行されている関係法令の範囲内で、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

8　モロッコ王国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(1)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されること。

(2)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモロッコ王国の一般公衆の安全を確保し及び維持すること。

9　モロッコ王国政府は、借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

10　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(1)　計画の進捗状況についての情報及び資料

(2)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモロッコ王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十年三月十九日にラバトで

モロッコ王国駐在
日本国特命全権大使　柳谷俊範

モロッコ王国
経済・財政大臣
サラヘディン・メズーア閣下
（モロッコ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。